

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その8）
（一時預かり事業（災害特例型）の運用について）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害（以下「地震等」という。）により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和6年能登半島地震）等において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 一時預かり事業（災害特例型）の適用について

- 今般の地震等の影響により、在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、「一時預かり事業（災害特例型）」の実施により、これまで利用していた保育所等に在籍したまま、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等（以下「避難先保育所等」という。）を利用することを可能としているところです。
- こうした地震等により被災した児童（以下「被災児童」という。）の受け入れに当たっての取り扱いについては、今般の災害の発生直後に限らず、当分の間、令和6年4月以降も継続し、居住地の変更手続は特段必要ありませんので、引き続き避難先保育所等での被災児童の受け入れについて特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

2. 生活の拠点を移した場合の取扱いについて

- 仮に被災児童が避難先に生活の拠点を移し、避難先を居住地とする変更手続を行った場合について、
 - ① 「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その6）」（令和6年2月13日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）のとおり、避難先保育所

等においても、利用定員の弾力化及び設備運営基準等の柔軟な取り扱いが適用されることから、引き続き避難先保育所等において被災児童の受け入れを行っていただくようお願いいたします。

その際、被災児童は施設型給付費等が支給される教育・保育給付認定子どもとなりますが、被災児童に係る施設型給付費等における各種加算や加減調整・乗除調整の取り扱いについては、例えば、3歳児配置改善加算について、被災児童の受け入れによって配置基準上保育士数を満たせなくなる場合、被災児童の受け入れの影響を除いた利用児童数に基づいて適用を判断する等、被災児童を受け入れた避難先保育所等において施設型給付費等の計算上の不利益が生じないように、特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

- ② また、被災児童が避難先に生活の拠点を移し、避難先を居住地とする変更手続きを行った場合においても、避難元の被災した市町村（以下「避難元被災市町村」という。）に戻り、災害復旧活動等を行うことも想定されるところです。そうした場合、地震等が発生した時点で被災市町村に居住する世帯に属していたこどもは、一時預かり事業（災害特例型）の枠組みを活用し、避難先保育所等に在籍したまま、避難元被災市町村の保育所等（以下「避難元被災保育所等」という。）を利用することも可能です。

その際、「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その4の2）（一時預かり事業（災害特例型）について）」（令和6年1月25日付けこども家庭庁成育局保育政策課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）に準じて、下記の取扱いとなります。

- 被災児童が、避難先保育所等に在籍したまま、一時的に避難元被災保育所等を利用する場合に、当該保育所等の利用については、「一時預かり事業（災害特例型）」の枠組みを活用して、通常の特定教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、一時的な受け入れ先の避難元被災保育所等が所在する市町村において施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給すること（一時的な受け入れ先の保育所等においては、避難者等から利用者負担額は徴収しない）。また、一時的な利用の開始時に遡って財政支援を行うこと（公定価格相当額を利用開始時に遡って支援）。
- 幼稚園、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍している児童について、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。
- また、主として保育所等に在籍していない児童について、避難元被災市町村において一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（避難者等から利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。

3. 幼稚園等における一時預かり事業について

- 「一時預かり事業（災害特例型）」においては、被災児童が、在籍する幼稚園等において、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこととしておりますが、避難元の幼稚園等に在籍したまま、本事業の枠組みを活用して避難先の幼稚園等を利用している場合にも、教育時間の前後や長期休業日等に避難先の幼稚園等において一時預

かりを利用することが考えられます。この場合においても、本事業の枠組みを活用して下記の取扱いとすることが可能です。

- ・ 本事業を活用し、在籍する幼稚園等とは異なる幼稚園等を利用する場合においても、在籍している幼稚園等における取扱いと同様に、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。

以上

【別添】「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付け事務連絡）、FAQ（令和6年能登半島地震）

【下記以外についての問合せ先】

- 子ども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係
T E L : 03-6858-0058

【一時預かり事業についての問合せ先】

- 子ども家庭庁成育局保育政策課 地域支援係
T E L : 03-6858-0078

【幼稚園等における一時預かり事業についての問合せ先】

- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 新制度・人材確保支援担当
T E L : 03-6734-2374